

戸田市立笹目東小学校 いじめ防止基本方針



戸田市立笹目東小学校



目 次

はじめに	．．．．．	3
第 1 いじめの未然防止のための取組	．．．．．	5
第 2 いじめの早期発見への取組	．．．．．	6
第 3 いじめの早期解決への取組	．．．．．	7
第 4 いじめ解消の定義	．．．．．	9
第 5 家庭や地域、関係機関との連携	．．．．．	9
第 6 いじめ問題にむけての対応フロー図	．．．．	10
第 7 いじめ防止推進法第 28 条における「重大事態」 の対応について	．．．．．	13
第 8 インターネットを通じて行われるいじめの対策 ．．．．．		17
第 9 いじめ防止啓発資料等	．．．．．	18

はじめに

戸田市立笹目東小学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」との基本認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立笹目東小学校いじめ問題等対策校内委員会（定例会）

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・全学年等教職員
教育相談担当・養護教諭

この委員会は月1回程度開催し、本校のいじめ問題等の未然防止・早期発見・早期指導について協議するとともに、全児童の情報共有の場にすることとする。また、いじめの認知・解消・重大事態の判断をし、いじめの指導支援方策の見当を行う。

戸田市立笹目東小学校いじめ問題等対策委員会（臨時会）

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員(中学校)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

この委員会は年間3回程度開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件の発生等必要に応じて校長が招集することができる。また、迅速に事実関係の確認やいじめの認知等の判断を行う場合には、校長判断の下、管理職と生徒指導主任、事案に係る学年主任、担任等の少数の教職員で開催することも可能である。

戸田市立笹目東小学校生徒指導委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当

この委員会は月1回程度、いじめ問題等対策校内委員会とは別に開催し、本校のいじめ問題等の未然防止・早期発見・早期指導、そしていじめの認知についてその精度を高めるために、情報共有の場として協議することとする。

いじめの定義（文部科学省平成19年1月）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場にたって行うものとする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義（文部科学省平成27年8月）

子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するものであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

いじめの定義（戸田市教育委員会平成29年7月）

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

第1 いじめの未然防止のための取組

日々の教育活動全体を通じて、児童の自助共助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を日々実践することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

児童が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、安心して学校生活を送れる居場所づくりに努めるとともに、自己決定の場をつくる。また、特別な支援を必要とする児童の特性に応じた指導を行う。

- ① 児童一人一人の心を理解する。
- ② いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③ 場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④ 自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度を育む。
- ⑤ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) PTAのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。

保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う。

- ・学級懇談会の充実
- ・PTA活動の充実
- ・いじめ防止基本方針の周知(HP掲載)

(4) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底(笹っ子十の約束、にこにこ・きびきび・わくわく)

◎学力向上(学力保証)

◎自尊感情(自己有用感)の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

全職員がいじめ問題に無関係でいる児童はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、いじめ問題等校内対策委員会・企画委員会・生徒指導委員会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

また、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であるという認識のもと、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

【いじめ認知の基本】

「子供の気持ちになって考え、起こっている事実、先生への訴え等から『いじめ』と認知する」

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・専科1名）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活が送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導委員会（校長・教頭・各学年生徒指導担当・養護教諭・専科1名）

生徒指導委員会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。学期ごとに「笹目東小をよりよくするために（いじめアンケート）」を実施し、悩みを抱えた児童の早期発見に努める。また、教育相談担当を中心にいつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する

(3) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、児童理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

①児童のささいな変化に気付く。

②客観的事実関係を確認し、気付いた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）

③情報へは速やかに対応する。（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集。）

④児童アンケート「心のアンケート」を実施し、結果の詳細な分析と対応を図る

⑤個人面談時に必ず、いじめの有無について確認をする。

⑤いじめと認知したものに関しては全て生徒指導記録に記入する。

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

※危機管理の「さ・し・す・せ・そ」の徹底

（さ）最悪の事態を想定し、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織で対応

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている児童への指導

いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている児童への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている児童への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする児童への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをすることは、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第4 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じてないこと

第5 家庭や地域、関係機関との連携

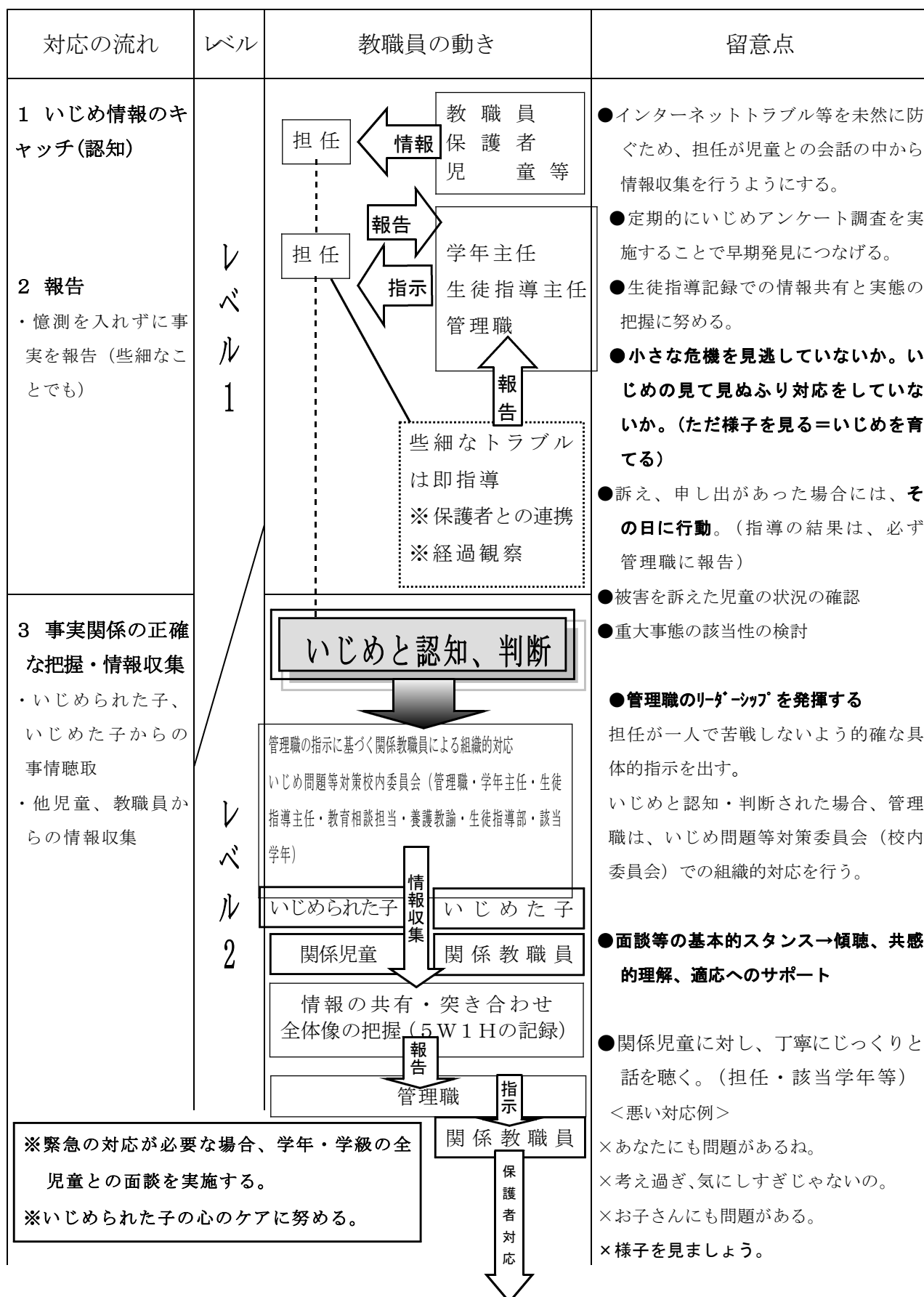
いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報共有していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。PTA や学校応援団、民政委員や児童委員の取組を活用して、学校内外で児童が地域の人たちと接することにより、大勢の大人たちが見守っていることに気づかせることが必要である。

また、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神保健福祉士、ケースワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。そして、被害児童に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とともに連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

学校対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。

第6 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊦ 最悪の事態を想定し ㊧ 慎重に ㊨ 素早く ㊩ 誠意をもって ㊪ 組織で対応



保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝える。

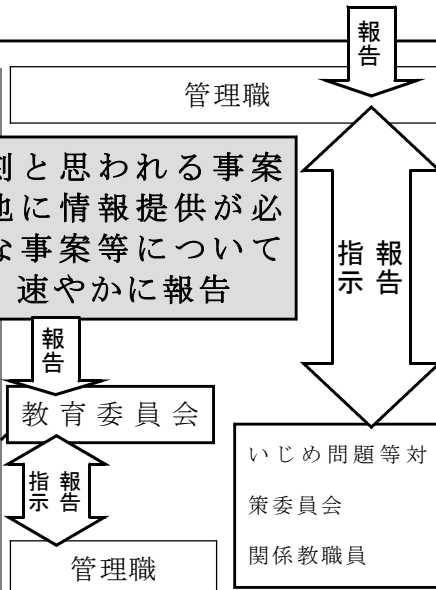
4 問題状況の把握理解

生徒指導支援センター
民生委員
児童委員

(状況に応じて教育委員会、支援センター委員の訪問による支援・指導)

・緊急度に応じて3～5を同時に実施

深刻と思われる事案や他に情報提供が必要な事案等については、速やかに報告



より組織的な対応が必要な場合

●双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたか、具体的に聴く。

●記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有する（憶測、推測を入れない）
（いじめ問題等対策委員会等）

●毅然とした対応とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をすることではない。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要である。

●保護者への説明

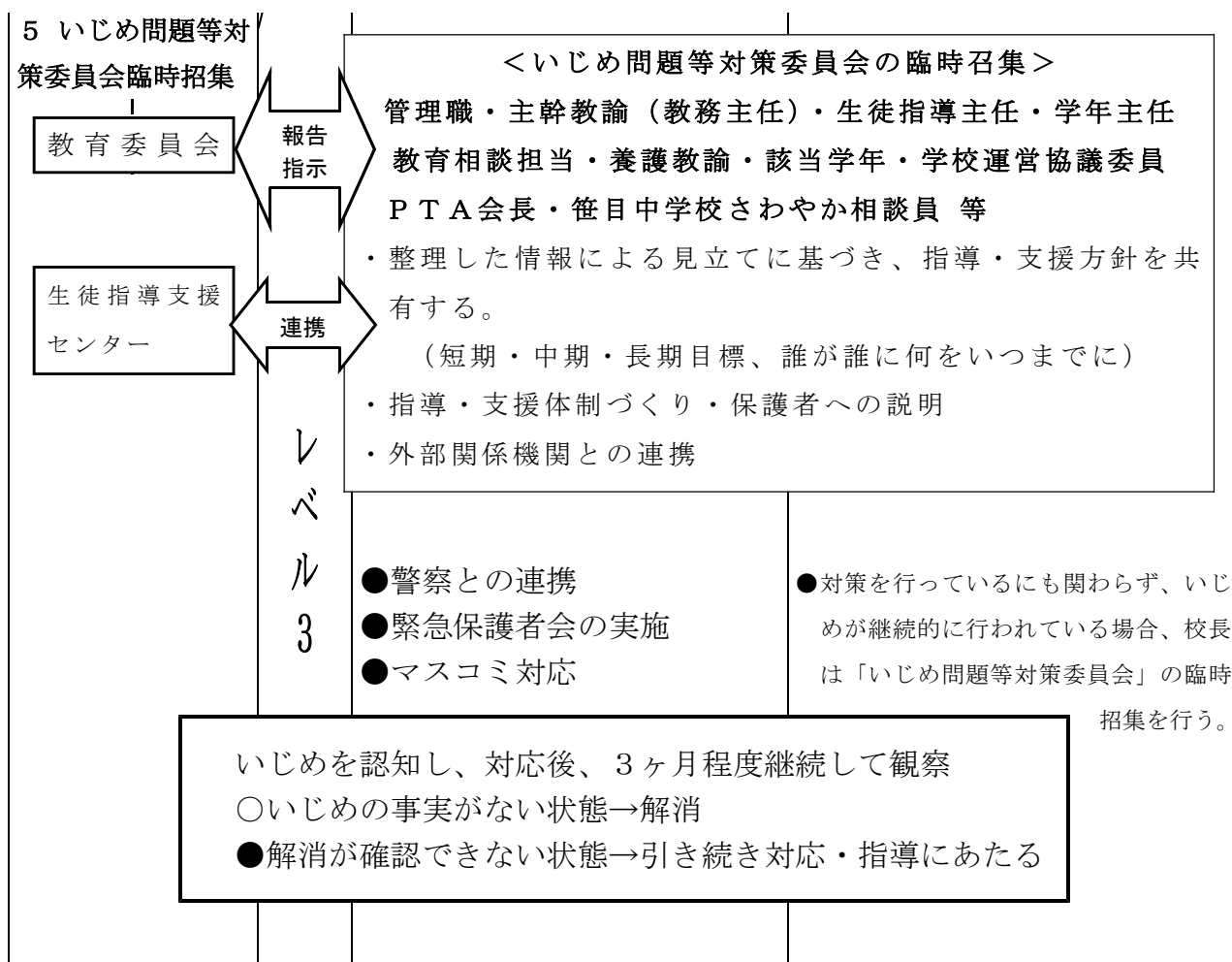
誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●いじめを確実に止める

被害者の安全、人権、心の安定が最重要である。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要である。

●加害児童には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要である。

- ・事実を認めさせること
- ・言い逃れをさせないこと
- ・きちんと謝罪させること



第7 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態（いじめを受けた児童の状況に着目して判断する）

○生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあった場合

- ・児童が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、児童が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合

- ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
- ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該児童から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

（1）平時からの備え

重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、本校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておく。特に、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、重大事態の調査主体が学校となる場合に、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておく。

（2）当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「学校いじめ調査委員会」が主体となって事案の調査を行う。

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象児童・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。対象児童・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、「学校いじめ調査委員会」は、「戸田市立笹目東小学校いじめ問題等対策委員会」を母体とし、教育センター心理相談員（教育心理専門員）、学校医等を学校以外の委員に加え、公正・中立の確保に努めた構成により組織する。

この調査委員会の構成は次の者をもって組織する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員(中学校)、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラー

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象児童・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

＜国のガイドライン第8章 第2節（1）調査全体の流れ（該当箇所抜粋）＞

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）
 - ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
 - ・学校いじめ防止基本方針
 - ・年間の指導計画
 - ・学校に設置される各委員会の議事録
 - ・過去のアンケート、面談記録
- ↓
- ② 対象児童・保護者からの聴き取り
- ↓
- ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
 - ・教職員からの聴き取り
 - ・関係児童からの聴き取りやアンケート調査の実施
 - ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））
- ↓
- ④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ↓
- ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ↓
- ⑥ 報告書の作成、取りまとめ

（3）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象児童・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

児童に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第8章第2節（3）～（6）に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童・保護者に対して確認をとることも考えられる。

(4) 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第8章第3節(1)に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象児童の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象児童への対応・支援の方策、(いじめが認められた場合の)加害児童への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

(5) 調査報告書の説明

法第28条第2項に基づき、学校は、対象児童生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対

処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象児童・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

学校は、対象児童生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った児童・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(6) 市長への報告及び公表

調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。

他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童の健全な発達に影響があってはならない。

公表するか否かについては、学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

公表に当たっては、児童の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や市の情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表する。

公表に際しては、調査報告書に記載のある児童及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとる。

(7) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象児童が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った児童に対しては、当該児童が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

第8 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートフォン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している児童は増加している。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

①プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。

②ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblog の略。

③掲示板

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。2ちゃんねるが有名。

④リアル

リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、自分の行動等を文書で書く日記形式のサイト。twitter や Face book が有名。

⑤SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、カカオトークなどが有名。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)学級活動等の時間で、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。また、デジタルシティズンシップ教育の取組の推進を図る。

(イ)市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該児童等に適切に指導する。

(ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVDを視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)地区地域の会等で、情報モラルの講演会を実施し、地域住民への啓発を図る。

(ウ)様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

いじめ防止
リーフレット
児童生使用

みんなでつくろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけないことです。

そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた

伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たすけてねって行ってね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしなくていいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていてはいではっきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことからは起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

平成24年9月 戸田市教育委員会

戸田市では子ども議会では話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）

わたしたちは やさしさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）

わたしたちは しぜんをまもり、きれいなまちにしましょう（地域）

わたしたちは ひとりひとりのじんけんを大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）

わたしたちは きぼうと目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… 誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… 声をかけよう！

そう だん
相 談 し よ う！



・ 戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
（祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ～ 17:00）

・ 埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
（毎日24時間）

・ 埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
（日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ～ 17:15）

戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのまますぐ気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

本当は自分が傷ついているのかもしれませんが。本当の気持ちを見つめてください。

じっと見ているあなたへ

勇気をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたわけではありません。話してみ、いっしょに考えましょう。

戸田市では、いじめを絶対許さない！

平成25年1月8日
戸田市教育委員会
戸田市中学校生徒会より財団法人





戸田第一小学校



戸田第二小学校



新曽小学校



美谷本小学校



笹目小学校



戸田東小学校

戸田市小学校

いじめのない楽しい学校宣言

【前文】

わたしたちは、友達といっしょに勉強し、なかよく過ごすことができる楽しい学校にしたいです。そのために、毎日会う友達にやさしい言葉や、明るい気持ちになる言葉をたくさんかけて、戸田市の小学校からいじめを絶対出さないようにします。

ここに、わたしたちは、とだっ子全員がなかよくいじめのない生活を送るために、「とだっ子なかよしことば」を定め、いじめのない楽しい学校をつくることを宣言します。

【宣言】

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」を使い、思いやりのある優しいことばをたくさんかけます。

わたしたちは「とだっ子なかよしことば」があふれるえがおいっぱい学校にします。

わたしたちは絶対にいじめをしません、許しません。

とだっ子なかよしことば

○がんばっている子へ

- ・がんばっているね
- ・君ならできるよ、あきらめないで
- ・すごいね、ファイト

○失敗して元気がない子へ

- ・もう一度やってみようよ
- ・勇気を出して
- ・だいじょうぶだよ

○けんかをしてしまった子へ

- ・話を聞こう
- ・わたしもけんかしたことがあるよ
- ・自分からなかなかおりの話をしてみたら

○いじめられてる子へ

- ・だいじょうぶ
- ・みんながついているから心配しないで
- ・一人じゃないからね

○いじめている子へ

- ・いじめるのはやめなよ
- ・相手の気持ちを考えてあげて
- ・もう一度自分のしていることを見直して



戸田南小学校



喜沢小学校



笹目東小学校



新曽北小学校



美女木小学校



戸原小学校